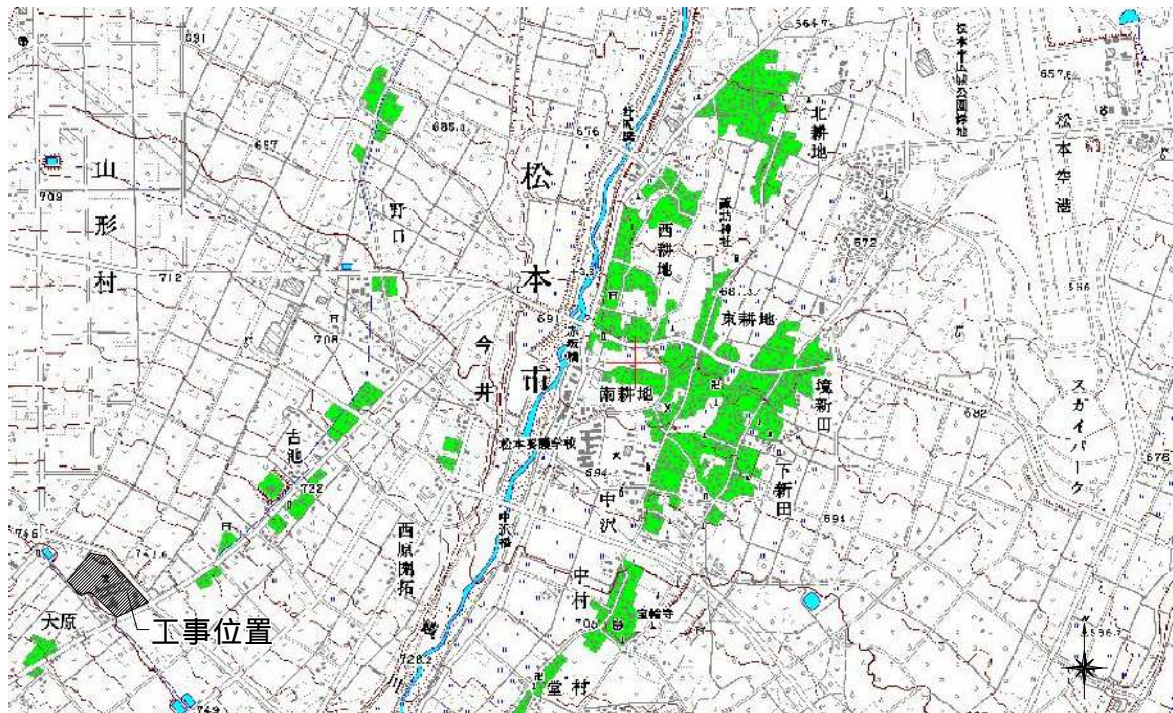


組合立鉢盛中学校特別教室棟他屋根塗装工事

松本市教育委員会 教育部 施設課

担当	照査	主査	課長補佐	課長補佐	課長

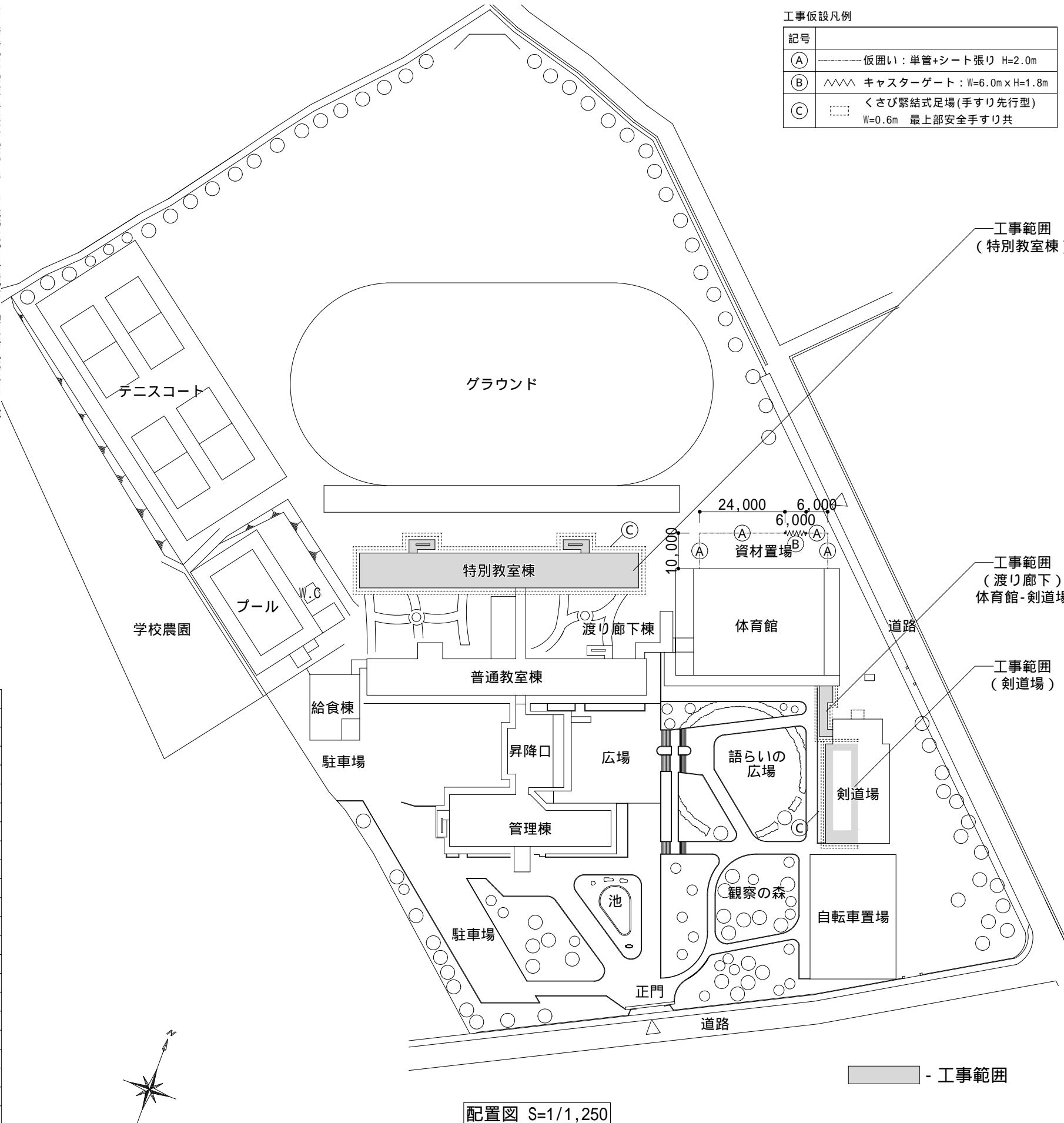


工事位置：長野県東筑摩郡朝日村古見3332番5

案内図 Non scale

【特記仕様】

・ 図面及び特記事項に記載されていない事項は、原則として下記に準じて行うものとする。
・ 「公共建築改修工事標準仕様書」平成31年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書」平成31年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
・ 施設を供用の上での改修の為、周辺施設利用者、施設関係者、近隣住民等、第三者災害の無いよう、安全対策を徹底すると共に、環境に配慮した施工に努めること。
・ 施工計画書等の書類は各工事の着手前に作成、提出し、監督職員の承認後、施工を行うこと。また、使用する予定の材料等は、使用材料承認願により、監督職員の承認を受けること。
・ 本建築引き渡しまで、工事目的物、工事材料等に火災保険をかけること。
・ 施工提案をもって、円滑な施工になるよう創意工夫に努めること。
・ 関係各法令を遵守して、施工すること。
・ 産業廃棄物の取扱いについて
・ 本工事における産業廃棄物は、マニフェストを用いて、法令に遵守した適切な処分を計画し実施すること。
(1)マニフェストの管理は運搬車両及び積載物を写真で記録すること。搬出場所と処分場において車輛及び積載物を写真で記録すること。
(2)受注者は、解体工事着手前に施工計画書を提出し、監督職員の承認を受けること。
(3)受注者は、解体工事に伴い発生する騒音・振動等の防止について、関係法令を遵守の上施工すること。下請とする場合は、この旨を表示し指導すること。
(4)廃棄物の処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、知事の許可を取得している処分業者の処理場へ処分を委託すること。
(5)廃棄物の処理を下請人に委託するときは、廃棄物処理法に基づく、産業廃棄物の収集・運搬及び処分を業として知事の許可を取得している者に委託すること。
(6)竣工したときは、最終処分地の案内図、処分写真、マニフェスト制度に基づく最終伝票を提出すること。下請人に委託したときは、産業廃棄物処理業の知事の許可証の写しを提出すること。



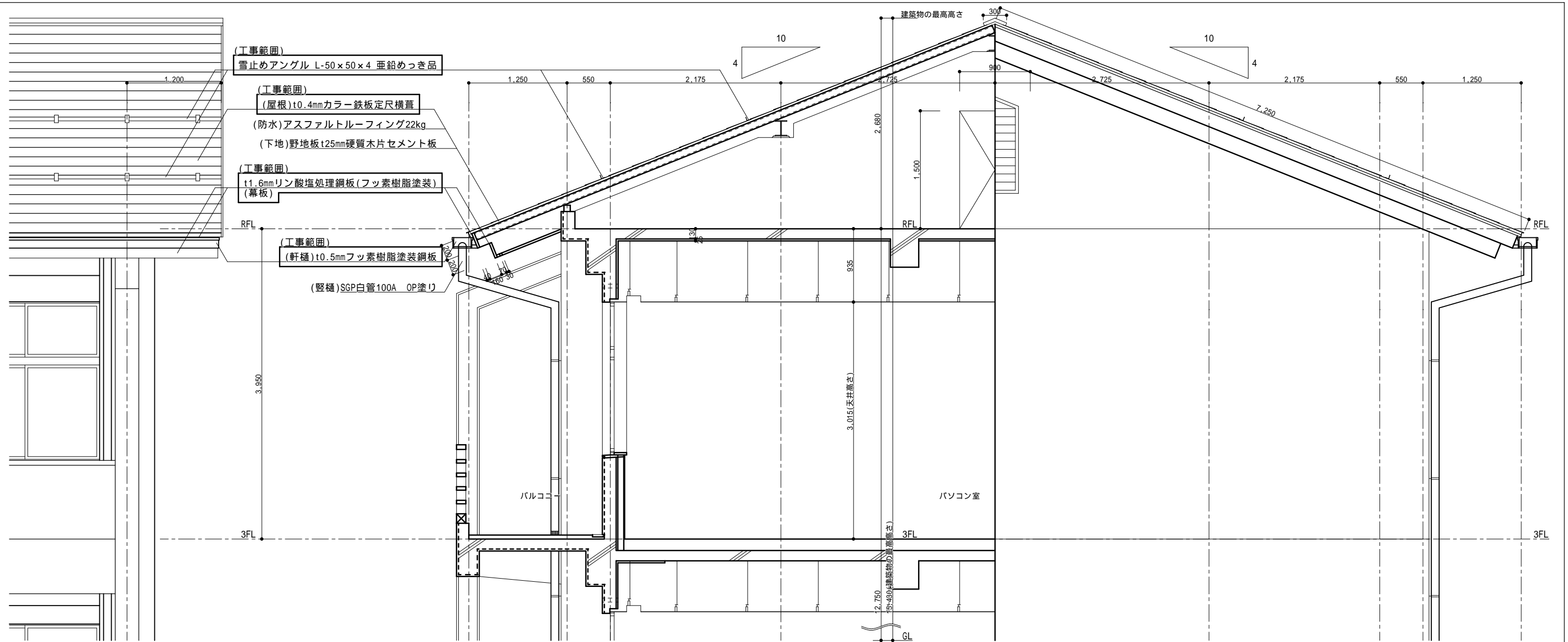
工事仮設凡例

記号	
(A)	仮囲い：単管+シート張り H=2.0m
(B)	キャストゲート：W=6.0m x H=1.8m
(C)	くさび緊結式足場(手すり先行型) W=0.6m 最上部安全手すり共

配置図 S=1/1,250

■ - 工事範囲

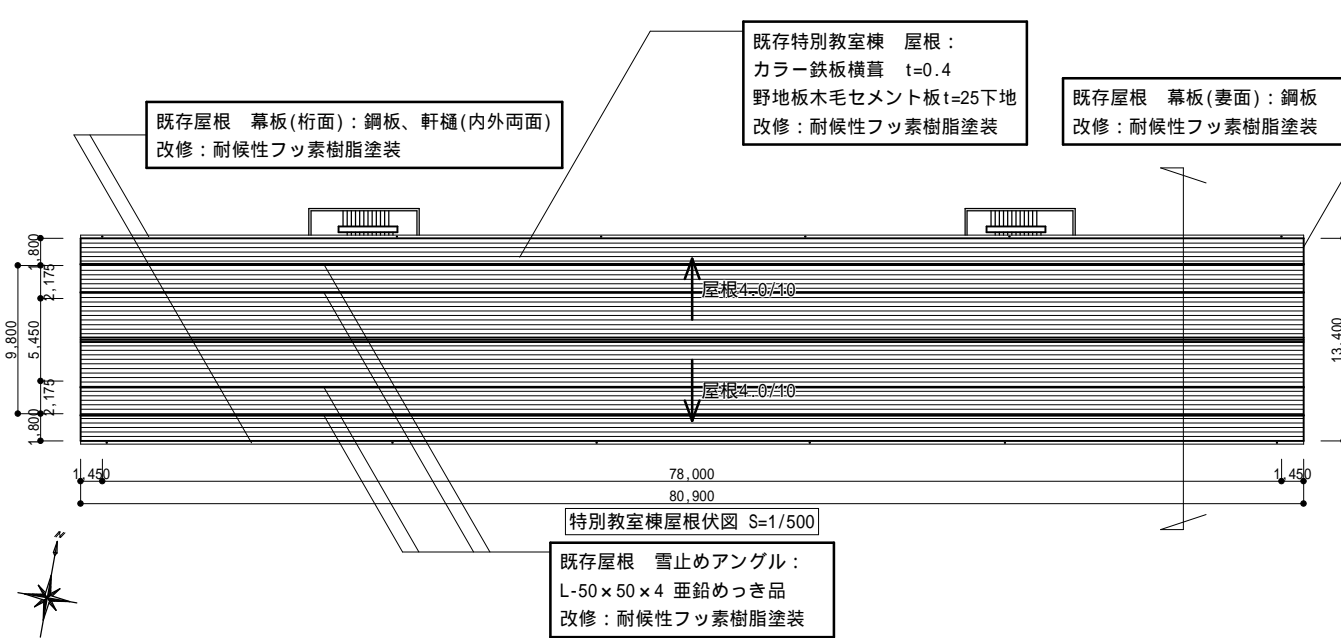
松本市教育委員会 教育部 施設課	設計	照査	主査	課長補佐	課長補佐	課長	設計年月	工事名	組合立鉢盛中学校特別教室棟他屋根塗装工事	A-01
							R3.03	図面名称	案内図、配置図	



特別教室棟屋根立面図(桁行方向) S=1/50

特別教室棟屋根断面詳細図(梁間方向) S=1/50

特別教室棟屋根立面図(梁間方向) S=1/50



特別教室棟屋根伏図 S=1/500

特別教室棟西立面図 S=1/500

特別教室棟東立面図 S=1/500

特別教室棟南立面図 S=1/500

特別教室棟南立面図 S=1/500

松本市教育委員会 教育部 施設課	設計	照査	主査	課長補佐	課長補佐	課長	設計年月	工事名	組合立鉢盛中学校特別教室棟他屋根塗装工事		A-02
							R3.03	図面名称	屋根伏図、立面図、断面詳細図 (特別教室棟)	Scale A3 : 1/500、1/50	

